

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成23年8月11日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 件名

京王線沿線明大前駅、桜上水駅、千歳烏山駅の各駅周辺地区街づくり計画の対応方針策定調査

(2) 業務内容

・京王線沿線街づくりに関する方針および地区課題の整理

・京王沿線明大前駅、桜上水駅、千歳烏山駅の各駅周辺地区街づくり計画の対応方針の作成

・街づくり計画の対応方針に関する住民説明会の開催準備

(3) 履行期限 平成23年10月中旬から平成24年3月22日(木)まで

2. 参加資格

次の要件を満たす法人であること

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から指名停止(入札禁止)を受けている期間中でないこと。
- (3) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (4) 世田谷区の物品買い入れ等競争入札参加資格で、営業品目「都市計画・交通関係調査業務」、営業品目「地域・地区計画」及び「再開発・区画整理計画」を有すること
- (5) 世田谷区の街づくりに関する業務の受託実績があること
- (6) 過去5年以内に都内市区町村又は東京都近郊政令指定都市における都市計画法に基づく地区計画策定業務の受託実績があること
- (7) 過去5年以内に都内市区町村又は東京都近郊政令指定都市における商店街活性化に関する計画等策定業務の受託実績があること
- (8) 過去5年以内に連続立体交差事業に伴う街づくりに関する業務の受託実績があること

3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4. 提案書を特定するための評価基準

主に以下の観点から、提案内容を総合的に評価します。

(1) 企業信頼度等

(2) 世田谷区での業務実績

(3) 実施体制

業務実施体制 説明会実施対応

(4) 緊急時及び繁忙期の応援体制(人数等)

- (5) 連続立体交差事業による街づくりへの理解度
- (6) 国、東京都等の動きなどの状況把握力
- (7) 関連計画、世田谷区の街づくりの進め方等の把握状況
- (8) 企画提案能力
商業活性にかかる街づくり案及び事業計画案の作成を効率かつ効率的に進める手法の提案
街づくりの推進に向けての有効な企画案及び適切な事業手法、合意形成手法の提案
- (9) スケジュールの管理能力
- (10) 参考見積内容の妥当性

5 . 手続等

(1) 担当部課

交通政策担当部鉄道立体・街づくり調整担当課 担当 平倉 大屋 金子
〒154-8504 世田谷区世田谷4 - 2 1 - 2 7
電話 0 3 - 5 4 3 2 - 2 5 4 5
F A X 0 3 - 5 4 3 2 - 3 0 8 4

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成23年8月11日(木)午前9時から8月23日(火)午後5時
交付場所：上記(1)のとおり
交付方法：希望者に無償配布

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成23年8月24日(水)午後5時(必着)
提出場所：上記(1)のとおり
提出方法：持参、郵送又はF A X

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成23年9月22日(木)午後5時(必着)
提出場所：上記(1)のとおり
提出方法：持参のみ

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有
(仮称) 平成24年度京王線沿線明大前駅、桜上水駅、千歳烏山駅、各駅周辺地区街づくり計画策定委託
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 鉄道立体・街づくり調整担当課
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 詳細は説明書による。